

2025 年 4 月 11 日

新宿 区 長 宛て

団 体 名 NPO 法人 SAYi
所 在 地
東京都中央区勝どき四丁目 4 番一 2 号—503
(フリガナ) サトウ キヨタカ
代表者氏名 代表理事 佐藤 清貴

新宿区協働推進基金助成金交付申請書

新宿区協働推進基金条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請
します。

記

助成金申請額 金 294,000 円

申請事業の分野（該当の分野 1 つだけに○をしてください。なお、活動分野が複数の場合は、主要な分野に○をしてください。）					
保健・医療・福祉		災害救援		情報化社会	
社会教育		地域安全		科学技術	
まちづくり		人権擁護・平和		経済活動	
観光		国際協力		職業能力開発・雇用機会拡充	
文化・芸術・スポーツ	○	男女共同参画		消費者の保護	
環境		子どもの健全育成		市民活動支援	
その他（ ）					

助 成 事 業 計 画 書

団体名	特定非営利活動法人 SAYi
事業名	性について語り合える場づくりプロジェクト ～SAYi in 新宿～
① 事業目的・事業概要	<事業目的> 性やジェンダーに関する悩みや不安を、安心して語れる社会をつくることを目的とする。パートナーとの性の悩みやセックスレス、子どもへの性教育、フェムテック、自己決定権といったテーマに関心を持つ区民に対し、安全で開かれた対話の場を提供し、多様な価値観が尊重される地域社会の実現に寄与する。誰もが「話してよかった」と思える空間づくりを通じて、性にまつわる孤立や誤解を減らし、共生と自己尊重の文化を育む。 <事業概要> 新宿区内にて、月1回以上の対面交流会（レンタルスペース）、月2回以上の Zoom 交流会、さらに個別相談（新宿区内カフェ等）を実施。交流会では性やジェンダーに関するテーマごとの少人数対話を実施し、個別相談では専門カウンセラーが1対1で対応する。参加者からの声を元に柔軟にテーマを設定。また、広報活動として Google 広告・SNS・区施設でのポスター掲示を行い、特設ホームページで情報発信と寄付・相談受付体制を整備。活動は単発で終わらず、寄付や連携によって継続・拡大を目指す。
② 地域課題・社会的課題	性に関する悩みや不安を抱えている人は多いものの、タブー視されがちな側面もあり、それを安心して話せる場は非常に限られており、孤立感や心理的負担を抱える区民、国民が一定数存在している「隠れた社会問題」であると考える。 例えば、2022年のNHKの調査によれば、夫婦の約47%が「セックスレス」状態にあると回答しており、特に20～40代でその傾向が顕著である（NHK「人間性調査2022」より）。また、国立社会保障・人口問題研究所のデータによれば、離婚件数の増加要因の一つとして「性格の不一致」に次いで性に関する価値観のずれや満足度の低下が挙げられている。 一方で、2024年に本団体が実施した参加者アンケート（有効回答数 125件）では、以下のような結果が得られている： 「日常生活で性の話題について安心して話せる場所がない」：86% 「家族やパートナーとの性に関する悩みを抱えている」：72% 「イベント後、気持ちが軽くなった・相談先を得たと感じた」：98% これらの結果は、性に関する悩みを開示できる場の不足と、それに伴う孤立・不安の深刻さを示している。また、新宿区は都内でも特に多様なライフスタイル・背景を持つ人々が集まる地域であり、多様性ゆえの摩擦や孤立が発生しやすい地域でもある。 現時点で新宿区には、性に関する個別相談を日常的に受けられる公的な窓口は限られており、ジェンダーや性の悩みを安心して話せる場づくりは喫緊の課題である。

③課題解決のための取組	性に関する悩みを安心して話せる場の不足という課題に対し、区民が気軽に参加できる少人数制の交流会や個別相談の場を定期的に提供することが重要であると考えます。 特に、パートナー間のコミュニケーション不全や、性教育への不安、性に関する情報へのアクセス困難といった課題には、日常的で柔らかい場づくりが必要である。 そこで本事業では、新宿区内のレンタルスペース等を活用して、月1回の対面交流会を実施し、テーマに応じた対話型プログラムを展開する。また、月2回のオンライン（Zoom）交流会も開催し、外出が難しい方や育児・介護中の方の参加も可能とする。 さらに、相談しづらい個別の悩みに対応できるよう、新宿区内のカフェ等を用いた対面個別相談枠を新設する。 こうした継続的な取り組みにより、性に関する悩みを日常的に共有できる文化を育み、孤立の防止や心理的安全性の確保につなげることを目指す。
④先駆性・専門性	本団体は、「性に関する対話の必要性」を国内外の視点から深く捉えており、その点において高い先駆性と専門性を有している。 代表者は外務省元外交官として各国の文化や教育現場を経験し、特に海外の性教育と比較して日本の性に関するコミュニケーション不足や孤立の深刻さを痛感したことが活動の原点である。多様な国で培った知見と視野を活かし、日本特有における性のタブーを乗り越える実践的な場づくりを構築している。 また、構成役員には、心や身体に関する専門的な知識を有するセラピスト資格保有者が所属しており、自身の離婚・セックスレスなどの経験を持つことから、机上の理論ではなく当事者視点の共感的な支援が可能である。 本団体はすでに2023年の発足以来、対面・Zoom含め40回以上の交流会・相談会を開催しており、延べ300名以上が参加し「誰にも話せなかったことが話せて救われた」といった好意的な感想も多数寄せられている。 その活動実績に基づき、今後は先進・国際都市である新宿を拠点として継続的に実施していく意義が大きい。 さらに、参加者の中にはフェムテック事業者や性教育に関心を持つ当事者が多く、今後の業務協力やボランティア参加につながる支援ネットワークの広がりも見込める。 以上のように、個人の経験・知識・国際的視点を融合したユニークな専門性と先駆性を発揮できる体制を有しており、本事業の実施にふさわしい団体である。

⑤ 具体的な活動 内容 (イベントが複数ある場合は、こちらのページを複写して作成してください)	I イベント（会議）の開催予定等
	1. イベント（会議）名：(性について語る対話会（対面）) 2. 活動内容： 性やジェンダーに関するテーマ（例：パートナー間の性、セックスレス、性教育、フェムテックなど）について、少人数でのグループ対話を行う。心理的安全性を重視した空間で、参加者同士が安心して話し合える場を提供 3. 実施期間、回数： 令和7年6月～令和8年3月（月1回、全10回予定） 4. 実施場所： 新宿区内のレンタルスペース等 5. 周知（募集）方法、期間： Google 広告、SNS、jimoti ホームページ、チラシ配布（新宿区内掲示板・区施設にて） 6. 対象者・定員数： 性や人間関係に悩みを抱える区民・在勤者（定員 各回10～15名） 7. 人員・スタッフ数 団体構成員（3）名 講師等（必要に応じ1）名 アルバイト（ ）名 ボランティア（ ）名 8. 安全対策等： ①会場にプロジェクターを設置し、テーマ・注意事項・進行内容を視覚的に提示 ② 司会進行は理事が担当し、対話の秩序と安心感を確保 ③ ファシリテーターが常駐し、参加者間のトラブルや発言偏りを防止 ④ 必要に応じて専門講師（医師・保健師・フェムテック関係者など）を配置 ⑤ 会場は換気・除菌対応済の新宿区内レンタルスペースを使用 ⑥ 参加者は事前申込制とし、目的を把握したうえで対応 ⑦セクハラ・出会い目的の行為は禁止し、違反時は参加中止・出入り禁止とする

	Ⅱ イベント（会議）の開催予定等
	1. イベント（会議）名：（性の悩みを語る ZOOM 会） 2. 活動内容： 性の悩み等についてオンラインで気軽に語れる場を提供。Zoom のブレイクアウト機能を活用し、少人数対話を実現。カメラ・音声 OFF 参加も可能とし、参加のハードルを下げる。 3. 実施期間、回数： 令和7年6月～令和8年3月（月2回、全20回予定） 4. 実施場所： オンライン（Zoom） 5. 周知（募集）方法、期間： ホームページ、SNS、jimoti, Peatix 等のイベントサイト 募集期間：開催日の4週間前～前日まで 6. 対象者・定員数： 幅広い年齢層の新宿区民および必要に応じ区外希望者（定員 各回10名程度） 7. 人員・スタッフ数 団体構成員（3）名 講師等（必要に応じ1）名 アルバイト（ ）名 ボランティア（ ）名 8. 安全対策等： ①Zoom ミーティングにはパスコードと待機室を設定し、部外者の無断参加を防止 ②カメラ・音声 OFF 参加 OK とし、プライバシーに配慮した環境づくりを徹底 ③参加申込時に目的・同意事項を確認し、不適切な参加者の排除を徹底 ④ファシリテーター（理事または運営スタッフ）が進行・モニタリングを行い、荒らし・ハラスメント対策を実施 ⑤録音・録画は禁止とし、違反時は強制退出措置 ⑥参加後に簡単なアンケートフォームでフィードバックを回収し、継続改善に活かす ⑦必要に応じてオンライン相談対応ができる専門スタッフを配置（例：保健師・臨床心理士等）

	Ⅲ イベント（会議）の開催予定等
	1. イベント（会議）名：（性の悩みに関する個別相談会） 2. 活動内容： 対面・ZOOM 会では話しづらい、または多人数の場での発言にためらいがある方に向けて、1 対 1 での個別相談の機会を提供する。パートナーとの性の悩み、セックスレス、性に関する不安、子育て中の性教育の悩み、自身の性のあり方についての葛藤など、より深く個人的な相談内容に対応する。新宿区内の落ち着いたカフェや個室スペースにて実施し、必要に応じて専門のカウンセラーや医療・性教育に関わる講師が対応する。話すことで「心が軽くなった」「一人ではなかった」と感じられる時間を提供する。 3. 実施期間、回数： 令和7年6月～令和8年3月（1 ヶ月 10 枠、年間最大 100 回を予定） 4. 実施場所： 新宿区内のカフェ、個室付きレンタルスペース等（参加者の希望と相談内容に応じて選定） 5. 周知（募集）方法、期間： SAYi 公式ホームページ上の専用予約フォームから随時受付 交流会・イベント・チラシ等で QR コードを掲載し案内 募集期間：常時受付、希望日時に応じて調整・実施 6. 対象者・定員数： 性や人間関係の悩みを個別に相談したい新宿区民・在勤者等 （定員：1 名／1 枠 × 最大 100 枠） 7. 人員・スタッフ数 団体構成員（各回 1）名 講師等（必要に応じ各回 1）名 アルバイト（必要に応じ各回 1）名 ボランティア（必要に応じ各回 1）名 8. 安全対策等： ①完全予約制・1 対 1 の個別相談形式で実施し、相談目的を事前に確認 ②実施場所は静穏・安全が確保されたカフェや個室スペースに限定 ③異性間相談時には同性スタッフの同席または見守り体制を検討 ④利用者には事前に利用規約へ同意してもらい、セクハラ・出会い目的等の行為を禁止 ④相談内容の記録は最小限かつ適切に保管し、プライバシーを厳守 ⑤万が一のための緊急連絡体制・相談員報告フローを団体内で整備

⑥ 期待される効果	ア 区民や地域社会への成果・効果 ①性に関する悩みや不安を安心して話せる場が新宿区内に継続的に設けられることで、心理的な孤立感の軽減と、心の健康の向上が期待される ②保護者・教育関係者・若者など幅広い区民層が、性教育やジェンダーについて学ぶきっかけとなり、家庭や学校内での前向きな対話が増える ③新宿区内のレンタルスペース・カフェ・企業・フェムテック事業者などと連携しながら実施することで、地域経済・地元企業とのつながりも生まれる ④他 NPO 法人や福祉関係団体と協働し、「性を話せる場」が地域資源として定着する可能性がある ⑤区民参加型の交流・相談・発信の場を通じ、共生社会・ジェンダー平等の機運を地域全体で醸成していく土台をつくる
	イ 現状や課題に対する成果・効果 ①対話の場が不足していた「パートナー間の性の悩み」「性教育の不安」「自己肯定感の低下」などの課題に対し、具体的な支援策（相談・学び・対話）を提供することで課題を緩和 ②従来のイベントでは参加しづらかった人（恥ずかしさ、個人的事情など）に向け、個別相談枠を通じて“自分ごと”として向き合える支援を実現 ③新宿区の多様性・国際性ゆえに生じる「文化や価値観の違いによる性の孤立」に対応するため、多文化・多世代を意識したテーマ設計を実施 ④現状、自費・ボランティア的に行っていた活動を助成により安定化することで、持続可能な課題解決の仕組みとして定着を目指す
⑦ 今後の展望	本事業は単発的なものではなく、今後も団体として一生涯をかけて継続していくべきライフワーク的なテーマと捉えている。性に関する対話の場を日常的に持つことは、心の健康・人間関係・家庭・教育すべてに関わる社会基盤であり、今後はさらに幅広い層へ届けていきたい。 特に、今後は青少年・学生世代に対する性教育や自己肯定感の育成にも力を入れ、学校・保護者・地域が連携して対話できる仕組みづくりを行っていく予定である。その一環として、国の関連機関（厚生労働省・文部科学省・こども家庭庁等）や、性教育に関する海外 NPO・教育機関との情報共有・連携にも積極的に取り組みたい。 本助成期間内には、寄付機能付きホームページの強化や SNS 運用の拡充、参加者や協賛企業とのネットワーク形成など、将来的な資金確保につながる基盤整備を進める。イベントの一部有料化や、個別相談の継続的な寄付モデルへの転換も検討しており、助成終了後も自走できる体制づくりを目指す。 また、将来的には本事業を他地域・他自治体にも展開可能なモデルケースとして育て、新宿区から始まった活動が全国・国際的なムーブメントにつながるよう取り組みを継続していく。

⑧ 過去にこの助成を受けた実績	助成年度（ ） 事業名（ ）
	助成年度（ ） 事業名（ ）
	助成年度（ ） 事業名（ ）
⑨ この事業に対する他の助成の有無 （申請中のものを含む）	☐ 有 ☒ 無
	有の場合は、助成名称（団体）及び助成額 助成名（団体名）： 助成額： 円 ※新宿区の他の助成制度からの助成が決定した場合には、本助成金は受けられません。新宿区以外の団体からの助成金がある場合には、その金額を差し引いた額が本助成額になります。本助成金への申請後に、同事業で新宿区外の補助金へ申請される際は、必ずご相談ください。

収支予算書

費 目		予 算 額	内 訳
支 出 区 分	事業費		
	①使用料及び賃借料	58,200 円	レンタルオフィス新宿、対面イベント10回分 (平日1時間1,455円×4時間(準備撤収含)×10イベント)
	②消耗品及び印刷費	20,000 円	イベント告知用ポスター印刷A2(2,000円×10枚)
	③委託費	0 円	
	④講師謝礼	50,000 円	医療関係者・専門家等(5回×10,000円)
	⑤その他謝礼	70,000 円	個別相談対応相談員謝礼:5,000円×10回 イベント対応ボランティア謝礼20,000円(2,000円×各1人×10)
	⑥交通費	70,000 円	①対面イベント12回×スタッフ3人×1,000円=36,000 ②個別相談場所への移動30回×1,000円=30,000 ③打合せ・備品調達・その他調整業務4回×1,000円=4,000円
	⑦保険料	0 円	
	⑧その他諸経費	58,985 円	ZOOM Workplace Pro(年額サブスク契約23,985円)会議用イベント用プロジェクター代(35,000円)
	⑨感染症等対策経費	0 円	※上限額2万円以内(20,000)
	⑩人件費	93,750 円	※下記「事業費」の25%以内(109,062) 内訳 ①役員1(事務全般、広報、SNS担当) →月3.5h×10か月×時給1250円=43,750円 ②役員2(イベント予約、出欠管理担当) →月2.5h×10か月×時給1250円=31,250円 ③役員3(会計処理等担当) →月1.5h×10か月×時給1250円=18,750円
事業費(①から⑩の合計)		420,935 円	
⑪ファンドレイジングに関する経費		21,047 円	※事業費の5%以内(21,047) jimoty広告費上位表示オプション12000×2=24,000円 24,000円のうち2,953円は助成対象外事業費へ (イベント募集ページ等10回×2、上位表示させるもの。 当法人の主要広告媒体)
⑫助成対象経費 (事業費+⑪)		441,982 円	
⑬助成対象外経費		327,953 円	ホームページ制作費30,000円(予約・寄付・相談フォーム等) その他予備費25,000円(会議・イベント時軽食代等) ⑪ファンドレイジングに関する経費2,953円(助成対象外分)
事業総額		769,935 円	

収入区分	内 容	予 算 額	積 算 根 拠 (内 訳)
	㊦ 事業収入 (参加料、資料代等)	350,000 円	対面交流会 2 0 0 0 円× 1 0 名× 1 0 回 個別相談 5 0 0 0 円× 3 0 枠 (別紙：個別相談料妥当性の算定)
	㊧ 寄附金	57,000 円	
	㊨ 補助金等収入	0 円	
	㊩ 協働推進基金助成金	294,000 円	「㊧～㊨、㊪～㊫の合計」の2/3と「㊩」の合計 ※千円未満切り捨て
	㊬ 団体負担金	68,935 円	
	収入総額	769,935 円	

団 体 概 要 書

団 体 名	(ふりがな) えぬびーおーほうじんせいあい NPO法人SAY i	
所 在 地 (主たる事務所)	〒104-0054 東京都中央区勝どき四丁目4番ー2号ー503	
代 表 者 氏 名	(ふりがな) さとう きよたか 佐藤 清貴	
	連絡者氏名 佐藤 清貴 住所 東京都新宿区歌舞伎町2-9-18 電話 090 (6494) 4008 FAX e-mail npo.say.i@gmail.com	
設立(活動)開始年月 (法人設立年月)	法人の場合 法人設立2023年7月 その他の場合 年 月活動開始 活動歴 年 か月 (年 月末日現在)	
会 員 数 (構 成 員 数)	個人: 45 団体:	入会条件 定款上は条件なし (推奨)
主 な 活 動 地 域	東京都新宿区／中央区のレンタルスペース等	・性に関する課題やテーマに関心がある方 ・性教育やフェムテック、心と体の健康、パートナーシップについて学びたい方 ・他者を尊重し、安心・安全な対話の場づくりに協力いただける方 ・本法人の活動趣旨(学び・共有・対話・相談)に賛同していただける方
広 報 関 係 の 有 無	(会報、広報誌等の発行) 有 (年 回発行) / 無 (ホームページ) ⑦ (URL https://say-i.org/) (ブログ) ⑦ (URL https://note.com/npo_sayi)	

団 体 の 目 的 (定款の目的)	この法人は、主に女性とそのパートナーを対象として、女性が抱える「性」に関する不安や悩み等に寄り添うべく、専門家等と連携しつつ『「女性の性や正しい 性知識」を「知り、考え、語り合う」交流会、勉強会やセミナー等の場』を提供する事業を行い、かつ正しい性知識等に関する普及活動や情報発信を行うとともに、「性に関する相談事等に関する窓口」となることで、その悩みや不安等の軽減・解決に向けた社会づくりの実現に寄与することを目的とする。
主 な 活 動 (具体的に記入してください)	新宿区民を対象とした活動 ① 令和 5 年以降、都内イベントスペース（新宿区含む）にて月 1 回以上の性の悩み等をテーマにした対面交流会を、月 2 回の ZOOM 会を継続実施（計 4 0 回以上、3 0 0 名以上参加） ② 新宿区在住・在勤者の参加が一定数確認されており、参加申込フォームにて区民確認を実施 ③ 今後は新宿区カフェ・公共施設（例：新宿 NPO 協働推進センター）を中心にした定期開催を計画 ④ 区民にとって身近なエリアでの実施により、性に関する対話の場へのアクセス向上を見込む ⑤ 性の話題への不安・孤立の解消という新宿区の地域課題に対する取り組みとして、今後重点的に展開予定 上記以外の活動 ・性の悩み・人間関係に関する LINE オープンチャット型コミュニティを継続運営中 ・フェムテック・性教育・ジェンダー課題等をテーマに SNS やブログ等での発信活動を実施 ・医師・助産師・心理カウンセラー等との連携による勉強会や対話イベントを継続開催 ・匿名アンケートによる実態調査やレポート発信など、啓発型の情報発信にも注力 ・今後は、若者や保護者向け教材の制作・学校連携による性教育支援も展開予定
新宿区との連携実績	なし ・ 部署名 ・ 連携事例 ・ 連携した内容の詳細

NPO法人SAY i 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人SAY i という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、主に女性とそのパートナーを対象として、女性が抱える「性」に関する不安や悩み等に寄り添うべく、専門家等と連携しつつ『「女性の性や正しい性知識」を「知り、考え、語り合う」交流会、勉強会やセミナー等の場』を提供する事業を行い、かつ正しい性知識等に関する普及活動や情報発信を行うとともに、「性に関する相談事等に関する窓口」となることで、その悩みや不安等の軽減・解決に向けた社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 女性の性等に関する交流会、勉強会等事業
- (2) 国や専門家等と連携した相談会等事業
- (3) 女性の性や正しい性知識等に関する教育、普及活動
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち2人を理事長とする、副理事長は2名以内とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) 資産管理の方法
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム（Web会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。））を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	坂 元 弘 美
理事長	佐 藤 清 貴
理 事	濱 野 めぐみ
理 事	小 山 千 晴
理 事	遠 藤 叶 絵
監 事	御 船 晋 伍

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年10月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年7月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員（個人・団体）	0円
賛助会員（個人・団体）	0円

(2) 年会費

正会員（個人・団体）	3,000円
賛助会員（個人・団体）	1口1,000円（3口以上）

令和5 年度年間役員名簿

（前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれからの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）

特定非営利活動法人 NP0法人 S A Y i

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名	(フリガナ)	住 所 又 は 居 所	前事業年度内 の就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
		氏 名			
1	理事	サトウ キヨタカ	東京都新宿区歌舞伎町2丁目 9番18-1302号	令和5年8月1日～ 令和6年7月31日	
		佐藤 清貴			
2	理事	サカモト ヒロミ	東京都中央区勝どき6丁目 3番1-3610号	令和5年8月1日～ 令和6年7月31日	
		坂元 弘美			
3	理事	コヤマ チハル	神奈川県横浜市都筑区北山田 五丁目1番53-203号	令和5年8月1日～ 令和6年7月31日	
		小山 千晴			
4	理事	エンドウ カナエ	東京都荒川区町屋8丁目17番 2-603号	令和5年8月1日～ 令和6年7月31日	
		遠藤 叶絵			
5	監事	ミフネ シンゴ	埼玉県志木市下宗岡三丁目 20番27号	令和5年8月1日～ 令和6年7月31日	
		御船 晋伍			
6					
7					
8					
9					
10					

令和 5 年度

事業報告書

NPO 法人 SAY i

1 事業の成果

令和 5 年度は、主に東京在住の成人男女を対象とし、「性について知り、語り、考える」交流会等を月 2 回継続して開催した。（各月、対面による交流会 1 回／ZOOM によるオンライン会 1 回）

また、当法人の活動や理念を知ってもらうために、ホームページの開設や各種 SNS、ブログ等を通じて継続的な発信を開始した。

また、性に関する悩みなどを気軽に相談できるよう通信アプリ LINE を活用したグループ運営をおこない、オンラインでの交流促進を図った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【53】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
女性の性等に関する交流会、勉強会等事業	「性」の悩み等を共有し、または「性」をテーマに語り合う交流会（対面）	月 1 回程度	都内の貸会議室等	5 人	都内近郊男女	60 名程度	53
	「性」の悩み等を共有し、または「性」をテーマに語り合う交流会（ZOOM）	月 1 回程度	オンライン（ZOOM）	5 人	都内近郊男女	60 名程度	0
	性に関する悩み・疑問など投稿できるプラットフォームの運営（LINE グループ）	毎日	オンライン（LINE）	5 人	日本国内男女	80 名程度	0
女性の性等や正しい性知識等に関する教育、普及活動	「女性の性」「正しい性知識」に関する HP、SNS、ブログ等を用いた情報発信等	通 年	法人事務所	5 名	日本国内男女	300 名程度	0

令和5年度 活動計算書（その他事業がない場合）

NPO法人 SAYi
(単位：円)

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費		0	
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金			10,000
受取寄附金		10,000	
3 受取助成金等			0
受取補助金		0	
4 事業収益			43,500
女性の性等に関する交流会、勉強会等事業収益		43,500	
国や専門家等と連携した相談会等事業収益		0	
女性の性や正しい性知識等に関する教育、普及活動収益		0	
その他目的を達成するために必要な事業収益		0	
5 その他の収益			0
受取利息		0	
経常収益計			53,500
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
給料手当		0	
(2) その他経費			53,917
会議費		18,717	
備品		35,200	
事業費計			53,917
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			6,750
租税公課		1,350	
消耗品費		5,400	
管理費計			6,750
経常費用計			60,667
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			-7,167
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①＋②・・・③			-7,167
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額 ③－④＋⑤			-77,167

令和 5 年度 貸借対照表

NPO法人 SAYi
(単位：円)

科 目		金 額	小計・合計
【A】 資 産 の 部			
1	流動資産		
	現金預金		
	未収金		
	棚卸資産		
	流動資産合計・・・①		0
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	車両運搬具		
	什器備品		
	(2) 無形固定資産		
	ソフトウェア		
	借地権		
	(3) 投資その他の資産		
	敷金		
	長期貸付金		
	固定資産合計・・・②		0
【A】 資 産 合 計 ①+②			
【B-1】 負 債 の 部			
1	流動負債		
	未払金		
	預り金		
	流動負債合計・・・③		0
2	固定負債		
	長期借入金		
	退職給付引当金		
	固定負債合計・・・④		0
負 債 合 計 ③+④			
【B-2】 正 味 財 産 の 部			
	前期繰越正味財産額		0
	当期正味財産増減額		-77167
正 味 財 産 合 計			
【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】			-77,167



SAYi 事業計画

- 予算概要

令和6年度～令和7年度

2025年3月31日現在

事業概要

- ▶ ■ 事業名：

- ▶ 性について語り合える場づくりプロジェクト ～SAYi 2024-2025

- ▶ ■ 実施期間：

- ▶ 令和6年4月1日～令和7年3月31日（12ヶ月）

- ▶ ■ 目的：

- ▶ 性にまつわる悩みや疑問を安心して語れる場を提供することで、正しい性知識の普及や地域のつながりを促進。

実施内容

- ▶ - 対面トーク会（月1回以上）
- ▶ - Zoomトーク会（月2回以上）
- ▶ - 個別相談（月10枠以上）
- ▶ - 情報発信（SNS・チラシ・HP）
- ▶ - 専門家連携（医師・助産師など）
- ▶ - 運営体制の整備・記録管理

年間スケジュール（抜粋）

- ▶ - 4月：実施計画策定、広報素材作成
- ▶ - 5月：広報展開・予約受付
- ▶ - 6月～3月：定例イベント・相談・記録
- ▶ - 12月：中間振り返り
- ▶ - 3月：活動まとめ、報告会
- ▶ - 4月：実績報告、次年度準備

年間支出予算（概算）

- ▶ - 会場費：66,000円
- ▶ - 広報費：100,000円
- ▶ - 講師謝礼：50,000円
- ▶ - 相談員謝礼：250,000円
- ▶ - スタッフ人件費：160,000円
- ▶ - その他：184,000円
- ▶ - 合計：810,000円

年間収入予測（予定）

- ▶ - 参加費収入（お話会）：200,000円
- ▶ - 個別相談収入：500,000円
- ▶ - 寄附金（Peatix等）：24,000円
- ▶ - 合計：724,000円

NPO法人SAYi活動内容

出典：https://note.com/npo_sayi



【「第22回男女で性について語ろう」】 @勝どき 4月24日（木）夜

♡ 4

NPO法人SAYi（セイアイ）
2025年3月29日 11:33

「性のコミュニケーションは大切！」
「自分の性意識を共有したい！」
「他の参加者の性の価値観に触れたい、想いを聞いてみたい！」

そんな「男女」を対象に意見交換会を実施します。
毎回10名前後が参加します♪

堅くならず楽しく、でも真剣に語り合えたら嬉しいです💖

ONPO法人「SAYi（セイアイ）」ホームページ👉



【第22回ZOOMで性を語ろう会】4月16日（水）夜 ~NPO法人SAYi（セイアイ）

♡ 1

NPO法人SAYi（セイアイ）
2025年3月29日 11:31

「性のコミュニケーションは大切！」
「自分の性意識を共有したい！」
「他の参加者の性の価値観に触れたい、想いを聞いてみたい！」
「対面だと恥ずかしいけどZOOMなら？」
「遠方だけ参加したい！」

そんな「男女」を対象にZOOMでの意見交換会を実施します。
(毎回10名前後が参加します♪)

ちょっぴり恥ずかしがりやなアナタもZOOMなら勇気を出して参加できるかも？（聞き専もOKです。）

堅くならず楽しく、でも真剣に語り合えたら嬉しいです💖

ONPO法人「SAYi（セイアイ）」ホームページ👉



【③情報発信】

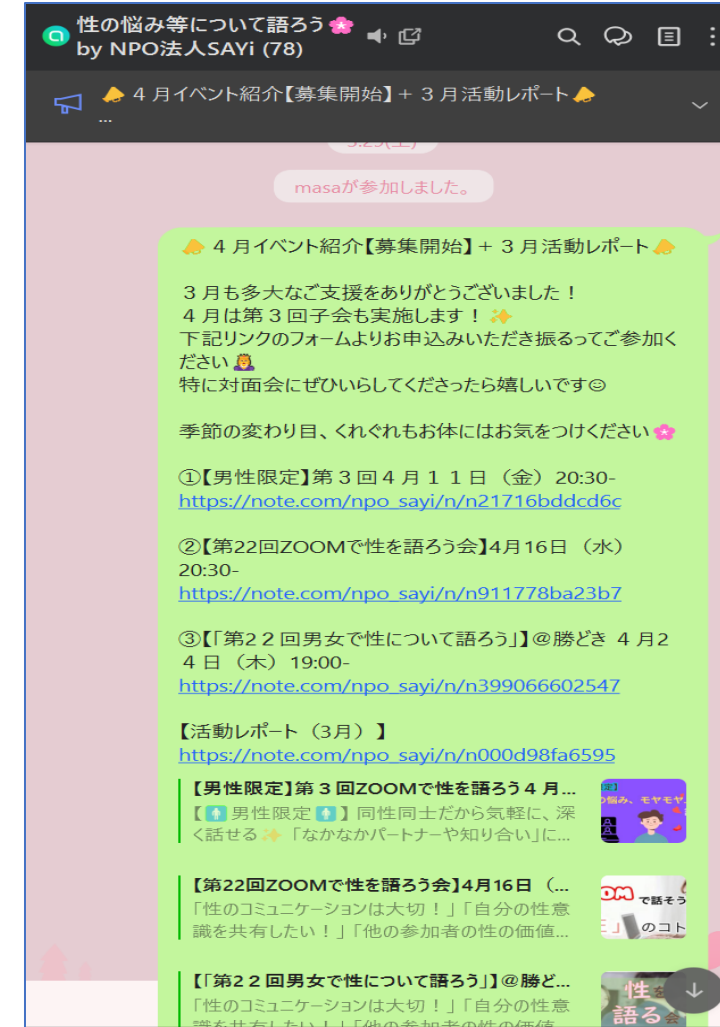
- 性に関連する情報発信
- 正しい性知識、読者の疑問質問に答える
- 海外の論文等を基にわかりやすく解説
- 累計60記事
- メディア出演等

【②対面交流会】

- 性の悩み等を相談する会（ZOOM）
- 月2以上基準（テーマ、性別）
- 累計20回以上実施
- 200人以上参加

【①対面交流会】

- 性の悩み等を相談する会
- 月1以上基準
- 累計20回以上実施
- 都内のレンタルスペース



【④ライングループ運営】

- 参加者相互の疑問を解消
- 男女約80名程度が参加（増減あり）

NPO法人SAYi活動内容（今後）



話してみませんか？
性のこと

こんなお悩み
ありませんか？

トークテーマ

- ・パートナーとのすれ違い
- ・フェムテックに関する疑問
- ・ココロ、カラダの悩み
- ・子供と性教育

3月15日(金) 14:00-16:00
〇〇レンタルスペース

新宿を中心としたイベント



担当カウンセラー

10:00-10:30	予約済み
10:30-11:00	空きあり
11:00-11:30	予約済み
11:30-12:00	空きあり
13:00-13:30	空きあり
13:30-14:00	空きあり
14:00-14:30	予約済み
14:30-15:00	空きあり
16:00-16:30	予約済み
16:00-16:30	空きあり

区民の悩みに寄り添う個別相談



寄付のお願い

寄付する

私たちの活動は、皆さまからのご寄付
によって支えられております。ご支援
のほどよろしくお願い申し上げます

東京 新宿区

寄付・支援基盤等の確立→HP再構築
(脱ボランティア、継続事業運営体制の確立)

ZOOM Workplace Pro(年額サブスク契約見積)

[他のプロダクトを見る](#)

カート

[カート](#) > [チェックアウト](#)



Zoom Workplace Pro

[プランの詳細](#)

ユーザーの人数を選択

最小数はユーザー 1 人です。 [別のプランを見る](#)

— 1 +

サブスクリプション サイクルを選択

月間

¥ 2,399

/月/ユーザー, 月ごとに請求, excluding JCT

年ごと

¥ 1,999

/月/ユーザー, ¥23,985 年ごとに支払い, excluding JCT

参加者が名を超えるミーティングを主催する必要がありますか？

[大規模ミーティングでの参加者の追加](#)

注文商品一覧

JPY

1 項目

Zoom Workplace Pro

¥ 23,985

1 ユーザー

年額サブスクリプション

[クーポンコードを追加](#)

合計

¥ 23,985

excluding JCT

年間の合計請求額

¥ 23,985

次回の課金日 4月 17, 2026

購入はご指定の請求情報に基づき、消費税の対象となる場合があります。最終的なご請求は、ここに示されている金額とは異なる場合があります、請求書に表示されます。

本日の合計

¥ 23,985

excluding JCT

[続行](#)

Zoom 体験を向上

⑪ファンドレイジングに関する経費
URL(<https://jmtty.jp/about/options>)



保有ポイント 0 pt 保有オプション

選択	オプション	価格
	☒ PR PR枠(通常購入) ?	空き枠・料金を見る
	☒ PR PR枠(先行購入) ?	入札状況を見る
☐	☒ ↑ リフレッシュ ? (¥300/個)	¥300
☐	☒ ↑ リフレッシュ × 5 ? (¥240/個)	¥1500 ¥1200 20%OFF
☐	☒ ↺ 定期リフレッシュ ? (¥1800/個)	¥1800
☐	☒ ↺ 定期リフレッシュ × 5 ? (¥1500/個)	¥9000 ¥7500 17%OFF
☐	☒ ↺ 定期リフレッシュ × 10 ? (¥1200/個)	¥18000 ¥12000 33%OFF
☐	☒ 💡 ハイライト ? (¥90/個)	¥90
☐	☒ 💡 ハイライト × 5 ? (¥75/個)	¥450 ¥375 17%OFF
☐	☒ 💡 ハイライト × 10 ? (¥60/個)	¥900 ¥600 33%OFF

定期リフレッシュで
毎日自動再投稿が行えます

24時間に一度、自動的に再投稿をした状態で、一番上に再掲載することが可能です。



投稿、告知内容を10回分上位表示させるもの（2つ購入）

→jimotyは当法人が主にイベント告知等で主に使用しているもので最も親和性、有効性が高い。

個別相談料の算定
(妥当性の是非)

当法人料金設定：

個別相談（予定） 5 0 0 0 円（1 枠：6 0 分（基準））について

✓ カウンセリング料金の全国相場（民間調査）

	情報源、調査事業者等	相場／平均価格	出典
1	心理相談機関利用ガイド	都市部7,000～10,000円	
2	日本臨床心理士会監修（中野こころのクリニック）	5,000～12,000円／1回	https://kokoro.nakano-counseling.com/counseling/price/
3	心理臨床オフィスまつだ	5,000～15,000円（平均：9,650円）	https://c-office-m.com/blog/fee/
4	cotree（オンラインカウンセリング）	5,000～10,000円／45～60分	https://cotree.jp/columns/1379
5	カウンセリングルーム.NET	5,000～15,000円／1時間	https://counseling-room.net/38/
6	株式会社CBTメンタルサポート （全国404期間を調査）	全国平均：6,612円、 東京都平均：9,245円	https://note.com/cbtup/n/n27b0a2bb883d

➤カウンセリングの種別、形態、資格の有無などにより一概に言えないが
当法人のカウンセリング値段設定は「都心エリア最安値価格帯」であるといえる。

✓ 個別相談実施に係る工程

①事前準備（60分程度～）

参加者からの相談内容をもとに、下調べ・個別シート作成・情報整理

②当日準備、移動（60分程度～）

必要に応じ、集合場所の事前確認等

③相談対応（90分～120分程度）

→現地での準備、撤収含む

④終了後の対応（60分程度）

→相談内容の記録、振り返りメモ、必要に応じてリソース提供・次回の提案等

➤実相談時間の前後に時間的拘束、工程が発生するためこれ以上の
相談料減額は難しい。

5 0 0 0 円が現状相談料設定の最低ラインである。
※ただし、今後は相談所を設け常駐する等の形をとり、
時間・工数の節約等により、結果的に良いサービスを安
価で提供できる環境作りも検討

広告ポスター印刷

URL : <https://www.ok-print.jp/poster2.shtml>

池袋、新宿、渋谷、六本木のポスター出力、ポスター印刷ならオーケープリントにお任せ下さい



株式会社オーケープリント

☎ 03-5960-7577

※ HOME ※ 会社概要 ※ アクセス ※ リクルート ※ パートナー募集 ※ 個人情報保護方針 ※ 環境方針 ※ お問い合わせ

ポスター出力

らくらく
開業(開店)セット

すべてお任せ!

飲食店様向け
サービス

増客 増販

美容室様向け
サービス

増客 増販

医院様向け
サービス

集患 増患

東京デザインルーム
チラシ パンフレット WEB

ポスティング不可
高級マンション
チラシお届けサービス
新たなお客様との出会いを
お手伝い致します! //

1枚からのポスター出力

プロご用達。キレイに仕上げます

屋外や店頭・店内等に設置して目を
引くことにより、宣伝・集客・販促
効果を高める事ができます。

セールや新商品発売時の店頭POP、ライブ
や展示会、イベント、公演、セミナー、生
徒募集、求人、結婚式、社内掲示、学会発
表、選挙、プレゼンテーション用などの
様々なご用途に、ポスター印刷はいかがで
すか?

A2 ￥2,000

(税込・データ別)

A1 ￥3,000

(税別・データ別)

データご入稿により

当日発送

当社での

当日お渡し

または

が可能です。

2枚以上または5,000円以上のご発送で都内お届け致します!

対応サイズ A3/B3/A2/B2/A1/B1/A0/B0

対応用紙

マット紙/エポ紙/上質紙/光沢紙
/塩ビ銀ノリ/塩ビ透明ノリ

品質はもちろん、業界屈指の低価格!

商品一覧

- 会社案内
- スピード印刷
- チラシ印刷
- パンフレット
- ポストカード印刷
- 挨拶状・案内状

根拠（見積概算） 1 / 2



【新宿駅 徒歩7分】[東京都新宿区新宿5丁目-18-20] 1~9名 1時間~
営業時間: 05:00-23:00 (全日)
今すぐ予約 Wi-Fi ホワイトボード プロジェクター 新宿三丁目駅から徒歩400m以内



【新宿新南口1分】綺麗で安心高評価☆さくら貸し会議室☆大きな窓・土足OKで清潔・ト
さくら貸し会議室
¥100 ~ ¥1580 /時間 ★★★★★ 4.6 (94件)
◎ 新宿駅 徒歩4分 [東京都新宿区新宿4-1-22] 1~10名 1時間~
営業時間: 06:00-24:00 (全日)
今すぐ予約 通格請求書発行事業者 Wi-Fi ホワイトボード 新宿駅から徒歩400m以内



【新大久保駅3分! 10名利用可!】綺麗な室内! WiFi・プロジェクター・ホワイトボード
ふれあい貸し会議室 新大久保A
¥109 ~ ¥1839 /時間 ★★★★★ 4.9 (37件)
◎ 新宿駅 徒歩13分 [東京都新宿区大久保1-16-14] 1~10名 30分~
営業時間: 00:00-24:00 (全日)
今すぐ予約 通格請求書発行事業者 Wi-Fi ホワイトボード プロジェクター 新大久保駅から徒歩400m以内



【特別価格! 新宿御苑前駅1番出口1分! 新宿三丁目駅C4出口5分! 11名利用可!】完全備
コモンズ会議室 新宿御苑前
¥110 ~ ¥1982 /時間 ★★★★★ 4.1 (192件)
◎ 新宿駅 徒歩10分 [東京都新宿区新宿2-2-10] 1~11名 30分~

kabetee（カベティー）の概要・実績・料金

TEL	記載なし
会社所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂4-18-13-1402
設立年	2016年
実績詳細	※下記は全てホームページ制作の事例 東京都中央区 情報セキュリティ「株式会社アイネットテクノロジーズ」 東京都中央区 作家「飯屋 美紀（株式会社ギャラリーオリム）」 東京都江東区 ビラティススタジオ「Refi」 東京都新宿区 3D・テクノロジー「株式会社Tengun-label」 東京都豊島区 経営コンサルティング「株式会社資金繰改善プロジェクト」 東京都清瀬市 飲食店「本格炭火焼鳥さんぽ」 その他、全国各地。
価格感	■ホームページ制作の料金プラン ・ライトプラン 初期費用: 288,000円 月額費用: 15,000円 ・スタンダードプラン 初期費用: 342,000円 月額費用: 30,000円 ・プレミアムプラン 初期費用: 432,000円 月額費用: 50,000円

株式会社MOJAの概要・実績・料金

TEL	050-5809-6379
会社所在地	〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目4番10号 大蔵ビル401号
設立年	2015年11月
実績詳細	※下記は全てホームページ制作の事例 東京都港区 協同組合「ウイングスインターナショナル協同組合」 東京都品川区 人材派遣業「株式会社グイックスエイジ」 茨城県水戸市 運送業「有限会社ティ・エス交通」 北海道札幌市 飲食店「株式会社どうきゆう」 兵庫県神戸市 「株式会社Adachi International」
価格感	■ホームページ制作料金の目安 静的サイト: 2,000米ドル (約28万円) ~ 動的サイト: 5,000米ドル (約70万円) ~

○イベント会場（会議室）

- ・相場 1 時間 1 0 0 0 円 ~ 2 0 0 0 円
 - ・イベント 3 ~ 4 時間程度（含準備撤収）
- 1 イベント 5 5 0 0 円で算出

○ホームページ（個別相談カウンセリング予約機能付き）

- ・初期費用 3 0 万前後 ~
 - ・メンテナンス費 1 万 5 千円前後 ~
- 3 0 万円で算出

根拠（見積概算） 2 / 2」



WiMiUS Q2プロジェクター小型
【Android TV搭載/DLP/360度の天井投影/自動垂直台形補正/短焦点/静音/防塵】屋外用/家庭…

4.5 ★★★★★ (89)

タイムセール

¥29,990 過去: ¥37,999

300ポイント(1%)

5% OFF クーポンあり

✓prime 2025/4/13日曜日に無料配送

カートに入れる



ETOE プロジェクター 小型 Google TV搭載 フルHD 1080p 4K対応 高輝度 500ANSI 5G WiFi Bluetooth 5.1
【オートフォーカス/自動台形補正/…

4.2 ★★★★★ (169)

過去1か月で50点以上購入されました

¥29,999 参考: ¥39,999

300ポイント(1%)

✓prime 無料翌日配達
明日中4月12日中にお届け

カートに入れる



iSinbox プロジェクター 家庭用小型
プロジェクターホームシアター アウトドア イベントや展示会 ゲーム用

4.6 ★★★★★ (22)

¥29,999

300ポイント(1%)

2025/4/15火曜日までにお届け
配送料無料

カートに入れる

○プロジェクター（イベント時に使用）

・ 29,999円

→ 3万円で計上

対面イベント会場（見積）

出典：

https://www.spacee.jp/listings/44618?location_id=131040045&order=price

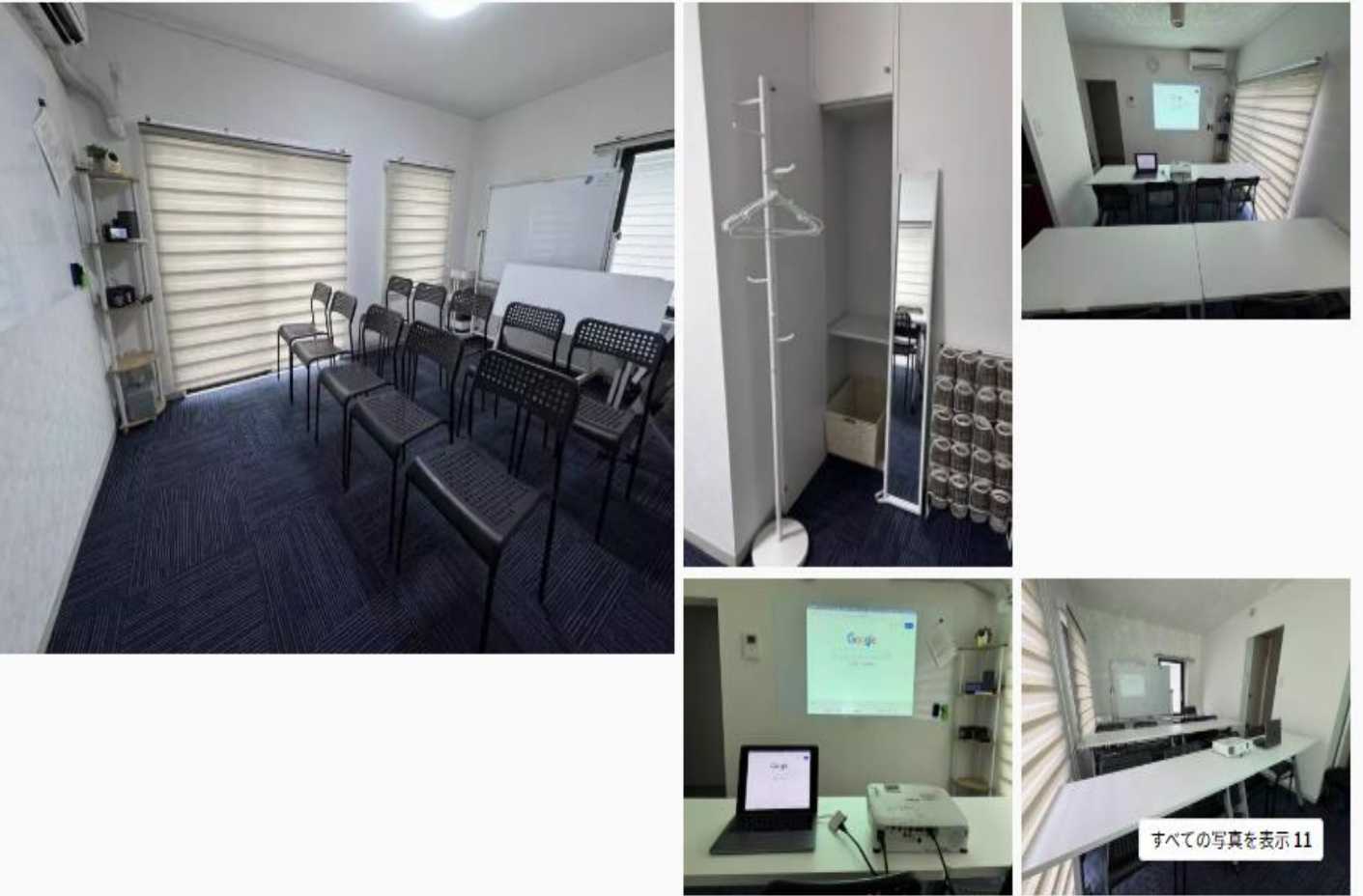
レンタルオフィス新宿

新宿で最安値！！新規OPEN♪新宿三丁目駅から徒歩1分のレンタルオフィス 電子タバコ可 施術ベッド有り！

📍 最寄り駅：新宿三丁目駅から徒歩4分（東京都新宿区新宿4-4-8） 👤 収容人数：1～14名 ⌚ 最低利用時間：1時間～、営業時間：08:00-23:00（全日）

★★★★★ (0件) ⚡ 今すぐ予約 連絡請求書発行事業者

- トップ
- 設備・サービス
- 利用料金
- アクセス
- 空室カレンダー
- スペース詳細



【アクセス】JR新宿駅新南口から3分！新宿三丁目駅E7出口から徒歩1分！新宿高島屋からすぐです♪徒歩1分でセブンイレブンが
あって超便利！
【利用用途】会議、商談、面接、マッサージ、エステ、レッスン、自習、塾、セミナー、リモートワーク等 幅広い用途で利用可
【人数】最大14名着席可能
【広さ】18.31平米
【その他】完全個室！施術ベッド有り！エアコン完備！窓もあって開放的！新宿御苑裏なので静かで快適♪電子タバコ可能！入室
の仕方もシンプル！

利用料金 (税込み・最低1時間から利用可能)

¥1455～¥1655 / 時間

空室確認



利用料金

	00:00-21:00	21:00-23:59
平日の料金プラン	1,455円/1h	1,455円/1h
	00:00-21:00	21:00-23:59
休日の料金プラン	1,655円/1h	1,655円/1h

(協働支援会議委員についての確認)

確 認 書

当法人は、新宿区協働支援会議委員（別紙、委員名簿参照）について、以下のことを確認します。（該当番号に○を記入）

1 別紙「新宿区協働支援会議委員」について、当団体の職員であることを確認しました。

委員名 _____

② 別紙「新宿区協働支援会議委員」について、当団体の社員ではないこと及び直接利害関係がないことを確認しました。

2025年4月11日

団 体 名 NPO法人SAYi

所 在 地 東京都中央区勝どき四丁目4番—2号—503

代表者氏名 代表理事 佐藤 清貴